

# 燃料貧困対策として実施された料金軽減制度

## 2008-2011年：社会福祉料金(Social Tariffs)

- ・規制当局Ofgemのガイドライン(2008):6大電力・ガス会社(Big 6)への要求
  - ・低所得者や高齢者向けの特別な「社会福祉料金」の提供を要求
  - ・社会的料金＝各社の料金メニューのうち最も低廉なもの
  - ・時期:2011年までの3年間の時限的措置
  - ・事業者の「自主的取組」として実施 ← 事実上は義務付け

## 2011-2015年：Warm Home Discount制度

- ・法律で、電気料金の定額割引をBig 6に義務付け。
  - ・対象需要家:年金生活者の一部
  - ・内容:120-140ポンド/年が電気料金から割引される。
  - ・方法:労働年金省の年金データと、事業者のデータが「照合」され、確認がされれば、自動的に付与される(需要家による申請は不要)。
- ・その他、事業者が自主的判断で提供する割引もある。

ご参考: 弊所報告書(2012)「イギリスの全面自由化後の低所得者向け電気料金  
～2008年-2011年の『社会福祉料金』の経験～」

# イギリスの経験：料金軽減制度の課題

問題点	内容
保護対象の特定が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者にとって、誰が燃料貧困層かを特定するのは困難。</li> <li>例えば、Winter Fuel Paymentという補助金は、「年金生活者」に支給されるが、年金生活者のうち燃料貧困層は18%に過ぎず、残りの82%は無駄な支出となっている。</li> <li>年金等のデータにアクセスできない(プライバシーの問題)</li> </ul>
燃料貧困対策として非効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の省エネルギー補助等と異なり、効果が持続しない。</li> <li>旧式家電・ボイラー等の買替え費用を補填するほうが、効果的。</li> </ul>
需要家の認知度の低さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>需要家が、社会福祉料金の存在を知らないことがある。事業者にも勧めるインセンティブは少ない。</li> <li>事業者によって提供するメニューが異なれば、需要家による理解が難しい。</li> </ul>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用が需要家負担になり、燃料貧困を悪化させる可能性さえある。</li> <li>費用を電気・ガス料金を通じて回収すると、政府財源で手当する場合と比較して、逆進性の問題が発生する。</li> <li>他方、財政逼迫時には政府財源からの拠出は非現実的である。</li> </ul>
競争との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉料金の義務付けは、自由化と相容れない制度と認識されている。特に、費用回収が問題になる。</li> <li>全面自由化自体の評価の問題にもなる。競争の利益が、本当に需要家に等しく行き渡ったのか、疑問である。</li> </ul>

## まとめ

- ◆ EUの経験からは、規制料金の存置により、新規参入が阻害され、競争が歪曲されるおそれが見唆される。
- ◆ ただし、需要家保護への配慮は必要であり、慎重なバランスが求められる。
- ◆ 経過措置終了後も、弱者保護が 이슈となる可能性がある。
  - 例) 現行3段階料金の第一段階の扱い
- ◆ しかし、公共料金を通じた福祉実現には課題も多く、注意が必要。

# 参考：EU指令と家庭用需要家保護

## ◆ 第2次自由化指令(2003)の需要家保護策

- → EU法上のこれら規定を根拠に、多くのEU加盟国が自由化後も需要家保護策としての規制料金を存置している。

EU指令が認めた措置の名称	その内容
公共サービス義務 (Public Service Obligation)	加盟国は、供給セキュリティ確保等に関する各種の措置を、事業者に課することができる。
ユニバーサルサービス (Universal Service)	加盟国は、妥当な価格で電気の供給を受ける家庭用需要家の権利を保障しなくてはならない。

## ◆ 小売全面自由後に必要となり得る、需要家保護策

需要家保護策の種類(*)	その内容
(A) スタンダード・オファー	自由化実施時の、移行措置としての暫定的な規制料金。
(B) デフォルト・サービス	いずれの供給者とも契約締結できなかった需要家に対する供給の確保(最終保障サービス)。
(C) ラスト・リゾート	供給者が経営破綻した場合における、当該供給者と契約している需要家に対する継続的な供給の確保。

(\*)この分類は、以下による。

弊所報告書(2007)「競争環境下における電力需要家保護制度の検討 一米国及びEU諸国の現状と課題一」

## 参考：イギリス6大事業者の料金改定(～2013年1月まで)

	Scottish Power		SSE		British Gas		npower		E.ON		EDF					
	電気	ガス	電気	ガス	電気	ガス	電気	ガス	電気	ガス	電気	ガス				
2010年10月			29日	(下記値上げ公表)												
2010年11月	19日	(下記値上げ公表)				12日	(下記値上げ公表)									
	25日	<b>8.9%↑</b>	<b>2%↑</b>													
2010年12月			1日	—	<b>9.4%↑</b>	10日	<b>7%↑</b>	<b>7%↑</b>	10日	(下記値上げ公表)						
2011年1月									4日	<b>5.1%↑</b>	<b>5.1%↑</b>	11日	(下記値上げ公表)			
2011年2月										4日	<b>9%↑</b>	<b>3%↑</b>	3日	(下記値上げ公表)		
2011年3月													2日	<b>7.5%↑</b>	<b>6.5%↑</b>	
～																
2011年6月	7日	(下記値上げ公表)														
2011年7月			21日	(下記値上げ公表)		8日	(下記値上げ公表)									
2011年8月	1日	<b>10%↑</b>	<b>19%↑</b>			18日	<b>16%↑</b>	<b>18%↑</b>	16日	(下記値上げ公表)		5日	(下記値上げ公表)			
2011年9月			14日	<b>11%↑</b>	<b>18%↑</b>					13日	<b>11.4%↑</b>	<b>18.1%↑</b>	15日	(下記値上げ公表)		
2011年10月									1日	<b>7.2%↑</b>	<b>15.7%↑</b>					
2011年11月													10日	<b>4.5%↑</b>	<b>15.4%↑</b>	
～																
2012年1月	16日	(下記値下げ公表)		12日	(下記値下げ公表)		12日	(下記値下げ公表)		13日	(下記値下げ公表)		16日	(下記値下げ公表)		
							12日	<b>5%↓</b>	—							
2012年2月	27日	—	<b>5%↓</b>						1日	—	<b>5%↓</b>	27日	<b>6%↓</b>	—	7日	<b>5%↓</b>
2012年3月			26日	—	<b>4.5%↓</b>											
～																
2012年8月			22日	(下記値上げ公表)												
～																
2012年10月	15日	(下記値上げ公表)		15日	<b>電ガス併給で9%↑</b>		12日	(下記値上げ公表)		12日	(下記値上げ公表)		26日	(下記値上げ公表)		
2012年11月							16日	<b>電ガス併給で6%↑</b>		26日	<b>9.1%↑</b>	<b>8.8%↑</b>				
2012年12月	3日	<b>電ガス併給で7%↑</b>								10日	(下記値上げ公表)		7日	<b>電ガス併給で10.8%↑</b>		
2013年1月										18日	<b>7.7%↑</b>	<b>9.4%↑</b>				

出典：各社プレスリリースなどから弊所で作成

## 参考：イギリスの社会福祉料金プラン導入状況(2008夏ごろ)

事業者名	社会福祉料金プランの名称	対象となる需要家	内容
EDF Energy	Energy Assist	Fuel Povertyとされる世帯、生活保護・年金受給世帯	標準的メニューよりも15%ほど割引。Dual fuelで年間160ポンド程度削減可能。
British Gas	Winter Rebate Scheme	(詳細不明)	ガスについては60ポンド、電気について30ポンドを各冬期に割引く。
E.On	StayWarm	60歳以上。住宅規模で制限あり。	料金の定額制を導入
SSE	Energyplus Care	Fuel Povertyとされる世帯	料金を2割割り引く
Scottish Power	New Carefree Plus	Carefree Priority Service Registerに登録している顧客	冬期に値上げした料金は請求しない。また、通常料金と比較して、年間最大112ポンド割引き。
npower	Spreading Warmth	60歳以上、16歳未満、身体障害者など	標準的な家庭で、dual fuelで250ポンド/年の割引きを行う。

出典：各社ウェブサイトから弊所で作成